旅館業許可申請提出書類（正１部・副１部必要です　※副本も返却しません）

必須	場合による	
□	／	旅館業許可申請書
□	／	第１号様式（第１面）暴力団対策照会必要書類
□	／	第１号様式（第２面）（ロビー、玄関帳場）
□	／	第１号様式（第３面）（客室）
□	／	第１号様式（第４面）（洗面、便所、入浴施設、排水等）
□	／	周辺地図（住宅地図などの敷地の位置関係が分かるもので、概ね２００ｍの区域図、敷地境界から１１０ｍの円を明示し学校照会対象施設までの距離を記入）
□	／	平面図（色付き、内寸で寸法記載）
□	／	客室・寝室床面積、窓面積の計算式
□	／	建物全ての階の平面図（旅館業以外の用途があれば明記）
□	／	配置図（敷地に対する建物の位置を示すもの）
□	／	避難通路の状況、避難通路の幅員を確認することが出来る図書（配置図に記載）
／	□	循環ろ過装置の概略図面（入浴設備に循環ろ過器がある場合）
／	□	水質検査結果の写し（井戸水等を使用する場合）
／	□	定款等の写し（営業者が法人の場合）（日付、証明の文言（※１）、記名が必要です）
／	□	登記事項証明書（営業者が法人の場合）（原本）
／	□	住民票の写し（営業者が個人の場合）（マイナンバーが記載されていないもの） ※本籍地又は国籍・地域及び住民基本台帳法第３０条の４５に規定する区分に関する記載があるもの。 ※日本国内に住所を有さないときは、官公署が発行した証明書等（氏名、出生年月日、住所が記載）が必要
／	□	検査済証、確認済証の写し（新築の建物や、用途変更の手続きなどがある場合）
／	□	建築基準関係規定に適合している旨の建築士による証明書（建築確認が不要な用途変更を伴う場合など） ※施設の概要（名称、所在地、用途地域、階数、構造）及び建築士の氏名、資格区分並びに登録番号の記載があるもの。 ※建築士免許証又は建築士免許証明書の写しを添付
□	／	消防法令適合通知書（原本）※本通知の所在地は旅館業許可申請書と同一となるよう注意してください。
／	□	帳場詳細図
／	□	ロビー詳細図（ロビー明示、ロビー面積）
／	□	階層式寝台の詳細図
		京町家の保全及び継承に関する条例第２条第１項に規定されている京町家として玄関帳場の特例を受ける場合 ※事前の書類提出と審査が必要です。
／	□	外観写真、京町家の痕跡を示す内装等写真
／	□	建築基準法施行以前の建物であることを示す登記等
／	□	使用人の駐在場所を示す付近見取り図
		小規模宿泊施設として施設外玄関帳場を設置する場合
／	□	施設外玄関帳場の所在地を示す付近見取り図（小規模宿泊施設との距離明示。敷地境界から１１０ｍの円を明示し学校照会対象施設までの距離を記入）
／	□	施設外玄関帳場が存する建物の各階平面図
／	□	施設外玄関帳場詳細図（受付台の位置、帳場面積、帳場の天井高と開口部がわかるもの、モニター画面（昼・夕）等）
／	□	使用人の駐在場所を示す付近見取り図（使用人が施設外玄関帳場に駐在する場合を除く）

※１「現行の定款に相違ありません」

条例の提出書類

必須	場合による	
□（事前連絡）		旅館業施設の計画の概要（第５号様式）を掲示した連絡をryokangyo@city.kyoto.lg.jpに標識設置報告書 （第２号様式第１、２面）にて提出（許可申請日まで中２０日間以上設置、設置時医療衛生センターに要連絡） 文字が見える写真、建物全景の写真、設置場所周囲概ね２００メートルの地図
□	／	旅館業報告書（第３号様式）
□	／	標識設置状況（別紙１）（第５号様式の標識を設置している状況を書面にて提出）
□	／	廃棄物処理の方法
／	□	代理人を選任し、代理権を証する書類（営業者が国外在住もしくは国外法人の場合）
／	□	代理人が法人の場合は法人の登記事項証明書、個人の場合は住民票の写し
□	／	説明状況等報告書（第１面、第２面、施設外玄関帳場を設置している場合は第３面も必要）
□	／	周辺地図（施設敷地及び施設外玄関帳場敷地から１０メートル範囲内の敷地に存する建築物を明示）
□	／	周知や説明の際に用いた文書等
□	／	宿泊者への施設までの案内に用いる文書等
□	／	宿泊者へのマナーに関する周知の際に用いる文書等として、以下の項目を入れた書類
	／	１、大声または騒音など、静穏を保持するため必要な事項
	／	２、たばこやごみなどが容易に投棄されることを防ぐために必要な事項
	／	３、施設における廃棄物の適切な処理の方法
	／	４、火災を発生させる可能性がある器具等の適切な使用方法
	／	５、火災が発生したときに適切に対応するために必要な事項
□	／	迷惑行為への対処を行うために確保する体制（緊急連絡先、待機場所、駆けつけ体制等）
□	／	建物の登記事項証明書（原本）
／	□	使用権限を証する書類（営業者と建物所有者が異なる場合）（契約書、承諾書など） ※写しの場合、日付、証明の文言（※２）、記名が必要です。
□	／	旅館業施設に掲げる標識の設計図、設置場所の図（営業者氏名、施設の名称および営業の種別を記載）
／	□	施設外玄関帳場に掲げる掲示の設計図、掲示場所の図（施設外玄関帳場である旨、管理する旅館業施設の名称を記載）
□	／	手数料（52,800円）

※２「現行の契約書に相違ありません」